

第2部 令和5年度（2023年度）に

資料2

向けた目標の設定

1 成果目標（案）について

計画期間の取り組みの達成度を評価するため、成果目標を設定します。障害者の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を参考とし、以下のとおり成果目標を定めます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針			
① 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。			
② 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。			
久留米市の目標			
① 令和元年度（2019年度）末の施設入所者数のうち、令和5年度（2023年度）までに地域生活へ移行する人数を23人とします。			
② 令和5年度（2023年度）末の施設入所者数を、令和元年度（2019年度）末施設入所者から6人減少することを目指します。			
項目		数値	考え方
R元年度(2019年度)末時点の入所者数	A	374人	R元年度(2019年度)末の実績
R5年度(2023年度)末の入所者数	B	368人	R5年度(2023年度)末の見込数
【目標値】削減見込み	A-B	6人	差引き減少見込数(A-B)
		1.6%	$(A-B) / A \times 100$
【目標値】地域生活移行者	C	23人	施設入所から地域生活へ移行する者の数
		6%	$C / A \times 100$
■ 第5期計画において、令和2年度（2020年度）末の入所者の目標を358人としましたが、目標を達成できない見込みとなっています（実績見込375人）。これは、入所者の重度化や高齢化により、地域での自立した生活に困難がある方が多かったためと考えられます。			
■ 国の指針に則して地域移行を進め、入所者数を減少することとしますが、重度者や高齢者など真に入所支援を必要としている方もいます。そのような方以外の自立が可能で地域移行を希望する人には、地域生活が送れるように支援を行っていく必要があります。			

※「地域生活への移行」とは、福祉施設に入所している障害者が、グループホーム、一般住宅等へ移行することをいいます。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
<p>①協議の場の活性化に向けた取り組みが必要であり、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・開催回数、参加者数、協議の場における目標設定および評価の実施回数。
久留米市の目標
<p>■保健、医療、福祉関係者による協議の場の継続的かつ効果的な運営</p> <ul style="list-style-type: none">* 協議の場については設置済。* 「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」および「精神保健福祉関係機関連絡会議」が連携しながら協議を進めます。 <p>■障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）</p> <p>①開催回数</p> <ul style="list-style-type: none">* 協議内容によって、年間1～3回開催予定 <p>②参加数</p> <ul style="list-style-type: none">* 委嘱する委員数に基づく <p>③目標設定</p> <ul style="list-style-type: none">* 「精神保健福祉関係機関連絡会議」と連携し、「地域包括ケアシステム」についての研究、検討を行い、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりについて協議を行うこと <p>④評価の実施回数</p> <ul style="list-style-type: none">* 年間1回

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

- ①地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

久留米市の目標

■地域生活支援拠点等の整備 設置済（令和2年度末）

- * 障害児・者の地域生活の推進のため、拠点に求められる機能について、市内の指定障害福祉サービス事業所等と協力し、地域における様々な社会資源等を活用しながら面的整備にて実施します。

■運用状況の検証及び検討

* 障害者地域生活支援協議会 計画推進部会

- ・ 拠点の運用については、障害者地域生活支援協議会 計画推進部会において、前年度の実施報告を行い、同部会において協議します。同部会の評価・意見については次年度以降の運用に反映できるように努め、拠点機能の改善や強化を行っていきます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針			
<p>①一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍にする。 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍</p> <p>②就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上が利用する</p> <p>③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上とする</p>			
久留米市の目標			
<p>① R5年度(2023年度)の福祉施設からの一般就労者数を年間92人とします。 うち、就労移行支援事業所を通じた移行者数を年間64人、就労継続支援A型事業所を通じた移行者数を年間18人、就労継続支援B型事業所を通じた移行者数を年間12人とします。</p> <p>② R5年度(2023年度)における就労支援事業所等を通じて一般就労する者のうち、7割の方が就労定着支援事業所を利用することを目指します。</p> <p>③ R5年度(2023年度)において、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上になることを目指します。</p>			
項目		数値	考え方
R1年度(2019年度)の一般就労への移行実績	A1	72人	R1年度(2019年度)の実績
	A2	49人	R1年度(2019年度)の実績 就労移行支援事業所を通じた数
	A3	14人	R1年度(2019年度)の実績 就労継続支援A型事業所を通じた
	A4	9人	R1年度(2019年度)の実績 就労継続支援B型事業所を通じた
R5年度(2023年度)中の一般就労への移行者数	B1	92人	R5年度(2023年度)の目標 (A1の1.27倍以上)
	B2	64人	R5年度(2023年度)の目標 (A2の1.30倍以上)
	B3	18人	R5年度(2023年度)の目標 (A3の1.26倍以上)
	B4	12人	R5年度(2023年度)の目標 (A4の1.23倍以上)
R5年度(2023年度)を通しての一般就労移行者のうち就労定着支援事業所利用者	C	64人	R5年度(2023年度)の目標 (B1の7割)
<p>■令和元年度(2019年度)の一般就労の実績は72人となっており、第5期計画の目標(令和2年度(2020年度)において60人)を達成しております。</p> <p>■令和2年度(2023年度)末における就労移行支援の利用者見込み数は73人となっており、第5期計画の目標(令和2年度(2020年度)末の利用者数134人)を達成できない見込みとなっております。これは、事業所数が減少し、それに伴い定員数も減少(令和2年9月1日現在で、指定事業所7・定員合計116人)していることなどが原因と考えられます。</p> <p>■令和元年度(2019年度)に就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所は、全体の67%(6事業所のうち4事業所)となっており、目標(令和2年度(2020年度)末までに5割)を達成しております。</p> <p>■平成29年度から令和元年度(2019年度)中に就労定着支援事業を利用開始した者の1年後の職場定着率は95%となっており、目標(職場定着率8割)を達成しております。</p>			

- 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援のサービスを中心に、関係機関との連携を図りながら、一般就労への移行を進めます。
- 事業所への集団指導などを通して、目標就労率の周知に努め、就労移行の促進を図ります。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針
<p>①令和5年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。</p> <p>②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。</p> <p>④令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
久留米市の目標
<p>① 児童発達支援センターの適正な運営に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none">* 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターについて、確保済（2カ所）。* 児童発達支援は、それまで障害種別ごとに分かれていた障害児に対する通所サービスについて、複数の障害に対応できるよう平成24年度より一元化された際に創設された通所サービス。児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型があり、どちらも通所サービスを利用する障害児やその家族に対する支援を行うが、センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談への相談や、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。 <p>② 保育所等訪問支援事業所の適正な運営に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none">* 保育所等訪問支援事業所について、確保済（3カ所）。 <p>③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適正な運営に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none">* 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、確保済（児童発達支援事業所3カ所、放課後等デイサービス事業所4カ所）。 <p>④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の継続的かつ効果的な運営</p> <ul style="list-style-type: none">* 協議の場について設置済。 <p>* 1「重症心身障害児・者地域生活支援事業連携会議」</p> <p>【目的】</p> <p>医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを核とした相談支援体制の構築をはじめ、地域課題の解決に向けた様々な施策の検討や社会資源等の開発、個別事例対応の検討等を踏まえた関係機関による情報共有や連携を行い、重症心身障害児・者及びその家族の地域生活の支援を図る。</p> <p>【構成】</p> <p>市内の総合病院及び訪問看護事業所の職員（看護師）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、学校、行政 等</p>

*** 2 「障害者地域生活支援協議会 重心分科会」**

【目的】

重症心身障害児・者や医療的ケア等が必要な障害児・者及びその家族に対して、福祉、医療又は教育に関連する関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における重症心身障害児・者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備を図る。

【構成】

重症心身障害児・者地域生活支援協議会連携会議の構成員、障害者基幹相談支援センター、行政 等

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
①令和5年度（2023年度）末までに、各市町村において、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することを基本とする。	
久留米市の目標	
①相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保 確保済	
* 障害者基幹相談支援センター 設置済（4カ所）	
【目的】	
市内に居住し、地域における生活支援を必要とする障害児・者及びその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害児・者およびその家族等の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る。	
【取り組み】	
<p>委託相談支援（当事者・家族等を対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者本人や家族等を対象に、様々な相談を受け付け、問題の解決を図る <p>1. 総合的・専門的な相談支援</p> <p>2. 権利擁護・虐待の防止</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者の方への支援（情報提供、研修等） ・ 住宅入居等支援事業 など 	<p>基幹相談支援（事業者を対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定相談支援事業所への支援や地域づくりへの取り組みを実施 <p>1. 指定相談支援事業者等に対する指導、助言</p> <p>2. サービス等利用計画等作成の推進</p> <p>3. 地域移行・地域定着の促進の取組</p> <p>4. 地域づくりへの取組</p> <p>5. 地域生活支援協議会運営（事務局）</p> <p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談機関（民生委員等）との連携強化の取組 など
* 「障害者地域生活支援協議会 相談分科会」の運営	
【目的】	
市内の指定相談支援事業所及び関係者が相互に連携を図ることで、地域における社会資源の改善・開発、職員の資質向上やネットワークの構築を行い、相談支援体制の充実強化を図る。	
【構成】	
市内指定相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター、行政 等	

7. 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針

①令和5年度（2023年度）末までに、市町村において、障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築することを基本とする。

久留米市の目標

* 利用者にとって必要とされるサービス提供が行えるように、市の障害福祉職員が以下の取組みを行います。

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

* 令和5年度（2023年度）末までに、県が実施する市町村向けの障害福祉サービスに係る各種研修等に参加する。

②指導監査結果の関係市町村との共有

* 令和5年度（2023年度）末までに、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を、県や他市と連携し共有する体制を構築します。